

令和3年(2021年)9月1日

姫路市教育委員会 様

姫路市個人情報保護審議会

会長 小林 直樹

市立学校における教育クラウドサービスの利用に係るオンライン結合による提供の制限及びアカウント利用履歴に係る個人情報の収集制限に関する意見について(答申)

令和3年7月19日付で諮問のあった標記のことについては、適当と認めます。
なお、適当と認める理由等は、下記のとおりです。

記

適当と認める理由等

1 オンライン結合の適否について

クラウドサービス提供事業者である Google の管理するクラウドサーバー上に、各児童生徒の ID、学校名、氏名、学習記録等の個人情報を保管し、サービスを展開していることから、事業者が個人情報を随時入手しうる状態にあるものといえ、個人情報保護条例第10条に規定するオンライン結合による提供の制限に該当するものと考えられます。

しかしながら、クラウドサービスを利用した学習システムの導入目的は、文部科学省の示す、ICT 機器を用いた協働的な学習、児童生徒一人一人への個別最適な学習の充実にあり、公益上の必要性があると認められます。

また、セキュリティ体制については、第三者機関である ISO による認証(ISO/IEC27001、ISO/IEC27017、ISO/IEC27018)を取得しており、必要とされる基準を満たしていると考えられることから、適当と認めます。

2 収集制限の例外の適否について

(1) 「市立学校在籍児童生徒用アカウント(学習者用アカウント)の発行及びその管理」について

児童生徒が本来の端末利用目的を外れ、不適切な利用をすることで児童生徒の命や人権等に係るトラブルを防止する場合に限り、システム管理者である市教委内の許可された特定の職員がユーザーIDごとの利用履歴の記録を確認することについては、初回ログイン時にアカウントを付与された者が「Google サービスの利用に際して、ドメイン管理者がアカウントの情報にアクセスできること」に同意していること、また、児童生徒本人及び保護者あてに、市教委が利用履歴の記録を確認する可能性がある旨を通知していることから、個人情報保護条例第8条第2項第1号の本人同意があった

ものとみなすことができます。

(2) 「市立学校在籍児童生徒の保護者用アカウントの発行及びその管理」について

保護者用アカウントについては、システム管理者である市教委内の許可された特定の職員が利用履歴等にアクセスすることが可能となっているものの、本来、アカウント発行の目的は学校と保護者の間の連絡手段のデジタル化であり、市教委による利用履歴に関する情報の収集が目的ではないこと、また、初回ログイン時にアカウントを付与された者が「Google サービスの利用に際して、ドメイン管理者がアカウントの情報にアクセスできること」に同意していることから、姫路市個人情報保護条例第8条第2項第1号の本人同意があったものとみなすことができます。

以上のことから、個人情報の収集について、適当であると認めます。

3 審議会からの意見

個人情報保護条例第10条では、オンライン結合の制限について規定していますが、行政機関個人情報保護法ではオンライン結合を禁止していないこと、国及び地方公共団体において、ICTの活用により行政サービスの向上や行政運営の効率化を図ることが必要とされていることから、今後、クラウドサービスの利用については、本件事案と同様に、クラウド上の個人情報の安全管理について、公的機関または信頼される第三者機関のセキュリティ評価に関する認証を受けていることを条件として、審議会の意見を聴かずに、クラウドサービスの利用を行っても良いこととします。ただし、今後、国からの統一的な基準が示された場合は、その基準に従って運用してください。

学習者用アカウント、保護者用アカウントの発行にかかる個人情報の収集及び管理については、児童生徒及び保護者に対し、収集目的及び収集する個人情報の内容、管理方法について丁寧に説明をするよう努めて下さい。